

減災対策の具体案に対する県の考え方

分類	目的	基本方針 (本文記載内容)	流域委員会からの具体案	具体案を推進する課題と手法			
				既に実施	課 題	具体案を実施する手法	その他
2 氾濫域での土地利用の規制誘導	<ul style="list-style-type: none"> 制度的な規制・誘導による減災対策の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画と連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。 既往洪水の実績等被災形態も踏まえ、地域住民の土地利用の自発的な転換を促す。 	<p>① 浸水危険度の高い地区については、密集市街地に対する再開発事業のような制度を整備し、一定の条件のもとに再開発や区画整理手法により街区単位の耐水化を促進する必要がある。 例えば住宅市街地基盤整備事業(注1)など他事業予算を積極的に活用することを検討すべきである。</p> <p>(注1): 居住環境基盤施設整備: 道路、下水道及び河川(通常の国庫補助事業の採択基準に該当しないもの。)、多目的広場、公開空地、通路、立体遊歩道、人工地盤、防災関連施設、立体駐車場、高齢者歩行支援施設、景観配慮型調整池、植栽・緑化施設、電線等の地下埋設などの整備が可能</p>		<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業 土地区画整理事業は道路、公園等の都市基盤施設の整備・改善と宅地の利用増進を一体的に進める事業であり、浸水危険度が高く、公共施設が不十分な地区においては区画整理事業による公共施設の整備と同時に街区の耐水化を促進することが可能である。 街区の耐水化のため事業区域全体の地盤の嵩上げを計画した場合、地区内のほぼ全ての物件が移転を余儀なくされると考えられるため、物件の移転補償費が高額になり事業施行者の財政面での負担が大きくなることや、事業に対する地権者との合意形成を図ることが課題になると考えられる。 市街地再開発事業 市街地再開発事業は耐水化と言うよりは災害等防災性の向上及び都市機能の更新を図ることを主目的としており、都市再開発法や国が定めた要件に沿って事業を推進していることから、県独自に耐水化の要件を付加することは困難であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業 街区の耐水化に対する何らかの補助制度や、地権者の事業に対する合意を得るため、その地区が浸水危険度の高い地区であることを明確にする事が必要であると考えられる。 市街地再開発事業 市街地再開発事業により整備される施設建築物について、耐水性に配慮して計画するよう事業施行者に指導することは可能である。その場合には「浸水被害危険区域」等を公表し、耐水化促進の義務付けを位置づけることが必要と思われる。 なお、市街地再開発事業が施行される地区は、従来から駅前や中心市街地に限定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神武庫川駅周辺(武庫川左岸側)の再開発事業 阪神武庫川駅周辺(武庫川左岸側)は「課題があり改善の必要がある区域(計画的な再開発が必要な市街地)」として位置付けられているが、尼崎市としては、他に優先させる地域(潮江地区、杭瀬地区、開明地区)があり、当面事業実施の予定がない。なお尼崎市は、密集市街地の改善について「尼崎市密集市街地整備・改善方針」を策定されており、その中でも住宅戸数密度が高く、木造老朽住宅が密集した地域で火災が発生した場合に延焼のおそれが高い地域を優先的に整備することとしている。 住宅市街地基盤整備事業 ご提案の居住環境基盤整備事業はあくまでも住宅地事業や再開発事業、住宅ストック改善事業等の親事業があり、その事業の実施において付随する道路や河川等の整備が通常の補助事業採択基準で無理な場合に適用が検討される事業である。

分類	目的	基本方針 (本文記載内容)	流域委員会からの具体案	具体案を推進する課題と手法			
				既に実施	課題	具体案を実施する手法	その他
			<p>② 浸水想定区域情報を元に、甚大な被害が想定される区域については、都市計画として被害の軽減化と防災のための施策を早急に検討すべきである。 例えば浸水深2m以上の地域に対し、①「甚大浸水被害危険区域(注1)」等の設定により、当該区域においては建築行為や開発行為を許可しない、また、②安全な区域への移転を勧告するなどの措置も必要であろう。さらには、③河川行政と都市行政の協力のもと地盤嵩上げや補助スーパー堤防事業(IV章2節(6)参照)の導入なども視野に入れた対策が必要である。</p> <p>(注1):「甚大浸水被害危険区域」:例えば一般的な住宅の階高が約3mであることから、浸水想定区域のうち浸水深が2~3m以上の被害が生じると想定される区域を指定する等が考えられる。</p>		<p>・甚大浸水被害危険区域等の指定 「甚大浸水被害危険区域」等の指定には、住民の合意と、移転補償等の財政支援の裏づけが必要と考える。 しかしながら、財産の評価価値が低減するであろうこと、さらには移転補償等の財政支援に要する費用の確保は厳しいと言わざるを得ないことなどから、区域の指定が現実的とは考えられない。 一方で、建築・開発行為の禁止、耐水建築の指導など都市計画課と建築指導課が所管する土地利用や建築制限等は、「甚大浸水被害危険区域」等を指定する目処がたったときに、組み合わせる効果を発揮するかどうか検討すべきである。 ただし、市街地の形成経緯からみて建築・開発行為の禁止は過大な私権制限となること、既存の建築物や開発地へ遡及適用できないことなどから、仮に「甚大浸水被害危険区域」等を指定する目処がたったとしても、土地利用規制や建築制限等を行うことは現実的ではない。</p>	<p>・開発許可 現在、市街化調整区域では、内水による冠水等により過去に被災した区域における宅地の嵩上げについては、下水道部局又は河川部局から必要な区域及びそのレベルが公開された場合、開発許可審査事務を通じて一定の指導が可能と考えられる。 ※市街化調整区域において、建築物の建築を可能とする特別指定区域(注)の指定については、原則として過去に冠水した区域を除外している。武庫川流域の許可権を有する市が同制度を活用する場合、このことを助言する。 注:各許可権者は、条例で同制度を定める必要があるが、阪神間の各市は制定していない。</p>	<p>尼崎市東園田地区の避難所マップ →資料4参照</p>
			<p>③ 逃げなくてもよい住宅づくり。住宅建築にあたり一階部分をピロティや車庫として計画し非常時に2階以上の階にスムーズに移動できるような耐水建築化を促進する。 例えば行政においてもこれらの整備に公的補助や税の減免が受けられる制度や法律を早急に検討する必要がある。</p>	<p>・耐水建築 住宅建築の建築耐水化を進めるには、施工方法、コスト面等の問題があり第一に地域住民に浸水危険度の高い地区であることの周知徹底が必要である。行政としては「甚大浸水被害危険区域」等の指定をすることも、浸水危険度の高い地区であるとの周知方法であるが、土地や建物の付加価値の低下につながり、土地所有者や建物所有者の理解が得られ難い。</p>	<p>・耐水化建築の推進策 法律や制度の整備前に、耐水化計画を促進するために、設計者や建設業界で耐水工法や浸水被害エリア等の情報収集及び設計者等に対して勉強会や講習会を実施していく。また、耐水化した事例の建築物や表彰を業界紙等で紹介し、業界としても対応できる状態であることを啓発していくことが重要と考える。</p>	<p>参考:関係団体 兵庫県建築士事務所協会 ・講習会 兵庫県建築設計監理協会 ・実践セミナー(すまいづくり、シリーズ研修(シックハウス、ゼロミッション)) 兵庫県住宅建築総合センター ・ひょうご住まいサポートセンター(住まいの情報提供等)</p>	
			<p>④ 河床(現行河床、あるいは整備計画河床)より地盤高が低くなる地域においては超過洪水時には大きな被害が予想されるため、これらの区域を明確にし、宅地利用の見直し、建築規制、建築の耐水化策を含め早急に検討し対応策の実施が必要である。</p>	<p>・建築規制 建築規制をすることは、土地や建物の付加価値の低下につながるため、土地所有者や建物所有者の理解が得られ難い。建築規制を前面に出すのは難しいと考える。</p>			

分類	目的	基本方針 (本文記載内容)	流域委員会からの具体案	具体案を推進する課題と手法			
				既に実施	課題	具体案を実施する手法	その他
3 流出抑制	流出抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各種の開発事業等と連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。 各戸貯留等と同様に付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。 開発に伴う防災調整池については、今後も関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図る。 	<p>⑤ まちづくりからは、都市開発や宅地開発に対する適切な開発規制と雨水流出抑制のための指導や規制が必要である。 例えば都市計画の整備開発保全の方針の中に河川を一体として捉え、河川への流出抑制に寄与する施策や水害に対する防災や減災のための対策を明記すべきである。また、都市行政と河川行政が共通の課題として取り組むべき事項、一体事業として実施すべき事項などを重点施策として記述することも必要である。</p>	<p>・都市計画区域マスタープラン 現行の阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の中に総合的な治水対策を進めることを明記している。 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、現在見直し中であり(21年3月の都市計画審議会を経て変更予定)変更案においても、河川氾濫対策に加え内水対策ならびに低地浸水対策としての河川整備の推進、流域での対策や下水道との連携を含めた総合的な治水対策について記載することとしている。 →資料3参照</p>			
			<p>⑥ 一定規模以下の開発に免除されている調整池設置の義務化や治水施設としての恒久化に向け指導要領及び技術基準の改正を行うべきである。</p>	<p>・調整池指導要領及び技術基準 1ha以上の開発については、「調整池指導要領及び技術基準」(以降、指導要領という。)により指導し、調整池を設置している。</p>	<p>・調整池指導要領及び技術基準 行政指導とはいえ、規制強化には新たな理由が必要である。 調整池の設置指導については、開発関係法令と連携することにより実効性を持たせているが、面積要件を下げれば開発関連法令のスクリーンにかからない案件が出てくるため、確実に指導できるかが疑問である。 市街化区域での開発及び市街化区域外での10ha未満の開発については、下流河川(県管理河川)が1/30年確率で改修できるまでの間の暫定的な調整池を設置することとしているので、下流河川改修の進捗によっては埋立等が可能となるが、これを恒久的な調整池とするには河川改修状況とは違う視点での理由付けが必要で、私有財産に対する過度な制限とならないか等の検討が必要である。</p>		

分類	目的	基本方針 (本文記載内容)	流域委員会からの具体案	具体案を推進する課題と手法			
				既に実施	課題	具体案を実施する手法	その他
			<p>⑦ 宝塚新都市(仮称)計画、北摂三田第2テクノパーク計画など流域内の大規模開発計画については、未だ明確な方針が出されていない。長期間未利用地として放置、留保されるのであれば、少しでも武庫川への流出抑制を図る土地として活用するなど創意工夫をすべきである。</p>	<p>・ 宝塚新都市計画 宝塚新都市計画については、社会経済情勢の大きな変化を受け、現在進捗調整中であるが、豊かな自然環境や新名神高速道路の整備などの地域特性や立地特性等を活かしたまちづくりのあり方について、慎重に検討を進めていくこととしている。新都市計画区域内では、防災の観点から森林の荒廃を防ぐ目的で、植生や地形等に配慮しつつ、里山林整備が行われている。また、大原野3クラスターでは阪神野外CSR施設として都市近郊に残る豊かな里山の自然環境を楽しめる公園(西谷の森公園)が開園している。平成20年11月に策定された新行革プランにおいて、取得した土地については直ちに利活用が見込めないため、「環境林」として位置づけ、適切に管理を行うこととしている。</p> <p>・ 北摂三田第2テクノパーク 北摂三田第2テクノパーク(97.1ha)は都市再生機構(以下、UR)が土地区画整理事業で推進する予定であったが、H18.2に機構事業評価監視委員会で事業中止となった。H19.8に三田市長が代わり事業化に向けて同年秋以降、民間事業者主導による開発、地元要望事項について現在URと三田市が調整を行っている。開発条件が整えば、民間業者の公募にかかる予定。なお開発予定地97.1haのうち北側36haは開発から外して環境を守る保全ゾーンとすることとしている。</p>			
			<p>⑧ 沿川の浸水危険区域を見極めた上で、この区域内において公共施設、ビル、工場、マンション等の新設時など土地利用が変化するタイミングでの多目的遊水池、地下調節池等の設置促進を制度的に組み入れる。例えば建築確認申請時の指導等を検討する必要がある。</p>	<p>・ 新世代下水道支援事業制度 個人・民間事業者が設置する施設に対し地方公共団体が助成するもので、雨水流出抑制施設の設置費用等に係る部分を補助対象とする。(助成金額の1/2、ただし総費用の1/3を限度)</p> <p>・ 宝塚市雨水貯留施設設置事業 雨水利用タンク設置費の一部を助成(助成金額:材料及び工事費の1/2で限度額3万円)</p> <p>・ 三田市雨水貯留施設転用補助金制度 家庭排水を下水道等へ接続することで不用となる浄化槽の再利用(助成金額:工事費の1/2で限度額10万円)</p>	<p>・ 多目的遊水池、地下調整池等の設置については、建築物での小さな単位ではコスト高で効果が小さく、区域内全てが新設するまで効果が発現しにくいと考える。</p>		
4 堤防強化	・ 越水による堤防決壊の防止	・ 技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組む。	<p>⑨ 河川の整備レベルを超える洪水によって堤防越流が起こっても、堤防強化によって少なくとも「堤防の決壊」だけは防いで、致命的な被害にならないようにしなければならない。</p>	<p>・ 総合流域防災事業により、HWL以下の堤防の質的強化を実施している。 →資料5参照</p>	<p>・ 現在、耐越水型堤防の技術が確立されておらず*、技術開発の進展を見守る状況である。</p>	<p>・ 現在実施している堤防強化事業を促進すると同時に、技術開発の進展を見ながら壊れにくい堤防の検討を進める。</p>	<p>参考:耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解について(土木学会) → http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/img_upload/news/397_1.pdf</p>